

別紙 21 「NURO クラウド WatchGuard Endpoint」 (以下「WatchGuard 個別規定」といいます)

第 1 条 (用語の定義)

1. WatchGuard 個別規定において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用するものとします。

用語	用語の意味
対象製品	別紙 21-別表 1 に定めるものをいう。
クラウド管理サービス	対象製品の稼働状況 (マルウェア検知機能の作動を含む) を確認・管理するサービスをいう。

第 1 条 (目的およびサービス内容)

1. 弊社は、別紙 21-別表 1 に記載のサービスのうち契約者が申込書上で選択した「WatchGuard」サービス (以下「WatchGuard」といいます) を以下の形態で契約者に提供します。

(1) 「WatchGuard」の利用権の再販

弊社は、契約者に対し、「WatchGuard」を利用するために必要となる、「WatchGuard」提供元から利用許諾を受けうる権利 (以下「WatchGuard の利用権」といいます) を再販売します。クラウド管理サービスを通じたライセンスアクティベーション及びその管理を含みます。なお、契約者は、購入した「WatchGuard」の利用権に基づき、別途「WatchGuard」提供元から利用許諾を受ける必要があります。「WatchGuard」提供元は、別紙 21-別表 3(1)に記載します。

(2) 「WatchGuard」の運用支援

弊社は、契約者に対し、「WatchGuard」サービスの対象製品のメーカーが採用するデータベースに基づくマルウェアの詳細情報を提供します。また、提供された対象製品又はクラウド管理サービスについて不正アクセスを覚知した場合その他提供された対象製品又はクラウド管理サービスに係る ID 及びパスワード等が何らかの理由で外部に漏れたと合理的に判断した場合には、契約者の承諾を得ることなく、当該 ID 及びパスワード等を変更することができるものとします。この場合、弊社は、変更後速やかに、変更後の ID 及びパスワード等を契約者に通知します。なお、本号の規定は、ID 及びパスワード等の管理に関する契約者の WatchGuard 個別規定に基づく管理責任を減免するものではなく、かつ、本号の規定による ID 及びパスワード等の変更により契約者その他の第三者に損害、損失又は費用が発生したとしても、弊社は一切責任を負わないものとします。

(3) 「WatchGuard」のサポートデスク対応サービス

弊社は、契約者に対し、弊社が別途提示する要領に従いサポートデスク対応サービスを提供します。

2. 契約者は、別紙 21-別表 3(3)に記載の「WatchGuard」提供元が定める規約（以下「WatchGuard 規約等」といいます）に同意の上、「WatchGuard」の利用権再販契約および OEM 提供契約（以下「WatchGuard 利用権再販契約等」といいます）にお申し込み頂いたものとし、「WatchGuard」のご利用にあたっては WatchGuard 規約等および本規約を遵守するものとします。なお、WatchGuard 規約等と本規約に異なる定めがあった場合は、本規約を優先するものとします。
3. 契約者が弊社と特約を締結した場合（「WatchGuard」提供にあたり弊社及び株式会社コムネットシステムが提示した個別規定、見積書、申込書等を含みます）は、特約が WatchGuard 規約等および本規約に優先します。なお、特約に定めのない事項については、WatchGuard 規約等および本規約が適用されます。
4. サービス内容および提供条件は、WatchGuard 規約等および本規約に記載の内容の通りとします。

第 2 条 （使用権許諾の範囲）

1. 契約者は、WatchGuard 規約等および本規約に定める諸条件のもとに、「WatchGuard」に含まれるソフトウェア、ドキュメント、組み込まれたイメージ等の非独占的、譲渡不能なライセンスを有償で使用することを、「WatchGuard」提供元により許諾されます。WatchGuard 規約等および本規約により明確に定められたもの以外のすべての知的財産権は、ライセンス提供元に留保されています。
2. 「WatchGuard」に関わるソフトウェア、ドキュメント、組み込まれたイメージ等コンテンツに関する所有権、著作権をはじめとするその他一切の知的財産権は、「WatchGuard」提供元またはそのライセンサーが保有し日本国著作権法その他関連する法律および国際条約によって保護されています。

第 3 条 （目的およびサービス内容）

3. 以下の各号に掲げる事項は、「WatchGuard」に含まれないものとします。
 - (1) 対象製品のプログラム改修その他の直接的なメンテナンス
 - (2) 弊社の営業時間外における対応及び作業
 - (3) 火災、停電等の天災地変により生じた障害の復旧
 - (4) 電気通信事業者による作業への立会い、並びに障害回線調査を目的とする技術員の出勤及び立会い
 - (5) 契約者におけるクライアント端末のスペック又は環境に起因する対象製品の故障及び不具合に関する修復等
 - (6) 契約者の利用する機器の保守・管理、ネットワークセキュリティ環境の整備等

に関する教育

- (7) 他の機器との接続に関わる問合せ及び作業
- (8) 弊社の責めに帰すべからざる事由による契約者のネットワーク環境の変更等により生じる機器類の設定変更及び作業
- (9) ソフトウェア（OSを含む。）のバージョンアップ、並びに当該ソフトウェアへのセキュリティパッチ又は修正パッチの適用
- (10) ログの取得（ただし、クラウド管理サービスの機能によるものは除く。）
- (11) マルウェアのプログラム解析、不正サイトのソース分析及び契約者におけるクライアント端末の操作

第4条（禁止事項）

1. 契約者は、本サービスを利用するにあたり、以下の各号に掲げる行為（不作為を含む）を行ってはならないものとします。
 - (1) クラウド管理サービスの利用権限を第三者に譲渡、担保提供若しくはその他の方法により処分し、又は貸与すること、並びにクラウド管理サービスを第三者に利用させること。
 - (2) 対象製品又はクラウド管理サービスの利用規約その他の規定に反すること。
 - (3) 契約者の環境及びクライアント端末において、対象製品の動作に干渉し、又は干渉しようとするデバイス、ソフトウェア又はルーチンを使用又は導入すること。
 - (4) 弊社（弊社の委託先を含みます）に宛てて、コンピュータ・ウイルスその他の有害なコンピュータ・プログラムを送信すること。
 - (5) 弊社（弊社の委託先を含みます）に対し、多数の者で繰り返し架電し、又は多数のメールを送信すること等により、サポートデスクその他のサービスの利用を困難な状態にすること。
 - (6) 弊社による本サービスの運営を妨害すること。
 - (7) 法令、規則等に違反すること、犯罪に該当すること、又は公序良俗に反すること。

第5条（契約者の義務及び責任）

1. 契約者は、以下の事項について予め承諾するものとします。
 - (1) 契約者に提供された対象製品の稼働状況がクラウド管理サービスを通じて弊社（弊社の委託先を含みます）が確認・管理可能であること。
 - (2) クラウド管理サービスの利用権限が弊社（弊社の委託先を含みます）に共有されること。
 - (3) 対象製品のID及びパスワード等を善良な管理者の注意をもって適切に管理及

び保管し、これらを第三者に利用させ、又は譲渡、貸与、担保提供等をしてはならないこと。

2. 契約者は、弊社から交付されるクラウド管理サービスの ID 及びパスワード等を善良な管理者の注意をもって適切に管理及び保管し、これらを第三者に利用させ、又は譲渡、貸与、担保提供等をしてはならないものとします。契約者がこれを怠ったときは、弊社が本個別規定第 2 条 1 項 2 号に基づく措置を講じたか否かを問わず、かかる懈怠によって弊社に生じた一切の損害を賠償する責任を負うものとします。

第 6 条 （契約更新）

1. 基本サービスのサービス開始日はライセンス発行日、課金開始日はサービス開始日です。
2. 基本サービスの初回契約時の契約期間および最低利用期間は、サービス開始月より 3 カ月間とします。
3. 基本サービスの最低利用期間は、初回契約時の契約期間と同一の期間です。なお、最低利用期間内にライセンス追加された場合も、最低利用期間が適用されます。
4. ライセンス追加の場合、追加希望日の 6 営業日前までに、契約者が所定の文書にて申請した場合はこれを受理します。なお、契約期間は追加申込日を起点とし追加申込日から既存契約のライセンス有効期限までの期間です。
5. ライセンス有効期限日を含む月の 1 カ月前までに、所定の文章にて契約を更新しない旨を契約者が弊社に申出なければ、契約は自動的に更に 1 カ月間更新されるものとします。
6. ライセンス有効期限日を含む月の 1 カ月前までに、所定の文章にて契約を更新しない旨を契約者が弊社に申出なければ、契約は自動的に更に 1 カ月間更新されるものとします。
7. 解約を行う場合（ライセンス数の減少を含みます）、解約希望月の 2 カ月前までに、契約者が所定の文書にて申請した場合は、これを受理します。

第 7 条 （契約者データの保管、保持期限）

1. 弊社は、「WatchGuard」において契約者が保管したデータを、「WatchGuard」および前提サービスにおいてデータが保管された時から、WatchGuard 規約等および本規約に記載の条件に従い保管、保持します。ただし、WatchGuard 規約等および本規約に保管期間の定めがある場合でも、サービス利用の契約等が終了した場合または前提サービスの契約等が終了した場合は、保管期間は契約終了までとします。
2. 前項の保管期間が過ぎたデータは、提供元の定める方法に基づき速やかに消去します。

第8条（責任の制限）

1. 契約者は自己の責任においてシステム内のデータ等をバックアップとして保存しておくものとし、弊社はデータの喪失、破損については一切責任を負わないものとします。
2. 「WatchGuard」において、弊社が何らかの理由により責任を負う場合であっても、
（i）利用者に現実に発生した直接かつ通常の影響についてのみ責任を負い、付随的影響、間接影響、特別影響、将来の影響又は逸失利益に係る影響（第三者からの損害賠償請求による利用者の損害を含むが、これに限らない。）については、予見可能性その他の事情の如何を問わず一切の責任を負わないものとし、また（ii）請求原因の如何にかかわらず、月額の利用料金相当額を超えて賠償する責任を負わないものとします。

第9条（本サービスの休止）

1. 弊社は、以下の各号に掲げる自由のいずれかが生じた場合には、「WatchGuard」の全部又は一部の提供を休止することができるものとします。
 - （1） 火災、停電等の天災地変（感染症等の拡大防止に伴う事業・業務の縮小を含む。）が生じたとき。
 - （2） 「WatchGuard」を提供するための設備又はシステムが、弊社の責めに帰すべからざる事由によって故障し又は不具合を生じたとき。
 - （3） 電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止したとき。
 - （4） 契約者において、①「WatchGuard」を利用するための設備若しくはシステムが故障し若しくは不具合を生じ、若しくは不正アクセス、情報漏洩、コンピュータ・ウイルスの感染等による被害が発生し、又は②それらのおそれがあるとき。
 - （5） 対象製品が、提供者の責めに帰すべからざる事由によって、停止、中止又は廃止されたとき。
 - （6） その他、運用上又は技術上、「WatchGuard」の提供の一時的な中断が合理的に必要となったとき。
2. 本条に基づき講じた措置により契約者その他の第三者に損害、損失又は費用が発生したとしても、弊社は一切責任を負わないものとします。
3. 弊社は、前1項に基づく「WatchGuard」の休止期間が1カ月に至ったときは、「WatchGuard」の全部又は一部を終了することができるものとします。

第10条（再委託）

1. 弊社は、「WatchGuard」に関する業務の全部または一部を弊社が指定する第三者に

委託することができるものとします。

第11条（情報提供）

1. 弊社は、「WatchGuard」の提供のため、契約者の企業名・住所・担当者名・担当部署名・担当者の電話番号・連絡先等の契約者情報（個人情報を含む）を、株式会社コムネットシステム及び「WatchGuard」提供元である WatchGuard Technologies, Inc.（所在地：アメリカ合衆国）に提供するものとし、契約者はこれに同意します。
2. 弊社は、前項につき同意をいただくにあたり、以下の情報を提供いたします。
 - （1） アメリカ合衆国における個人情報の保護に関する制度の概要
以下のサイトをご覧ください。
 - ① アメリカ合衆国（連邦）
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf
 - （2） WatchGuard Technologies, Inc.が講じる個人情報の保護のための措置
以下のサイトをご覧ください。
<https://www.watchguard.com/wgrd-trust-center/privacy-policy>

別紙21-別表1 サービス一覧

○基本サービス

- ・ WatchGuard EPP
- ・ WatchGuard EDR
- ・ WatchGuard EPDR

○オプションサービス

- ・ WatchGuard Patch Management

別紙 21-別表 2 料金表（税抜額）

基本サービス	料金 (1 法人毎)	月額料金 (1 ライセンス毎)
WatchGuard EPP	20,000 円	500 円
WatchGuard EDR		688 円
WatchGuard EPDR		875 円

オプションサービス	月額料金 (1 ライセンス毎)
WatchGuard Patch Management	300 円

○その他費用

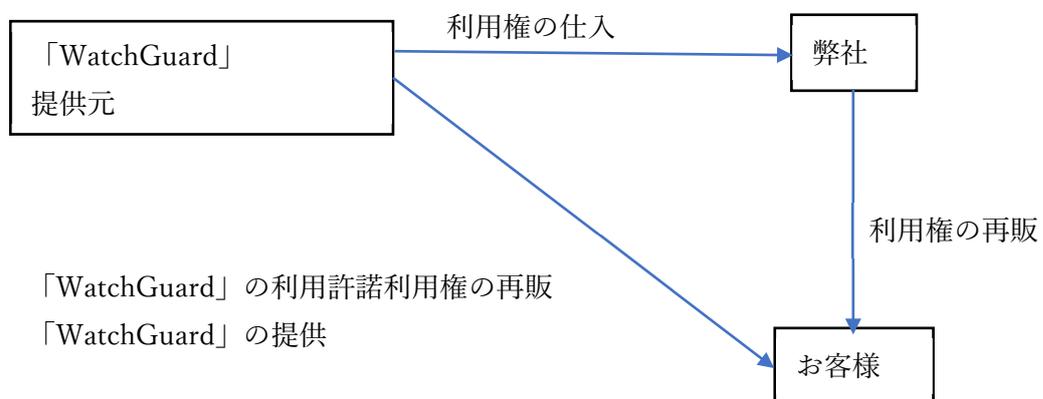
キャンセル料金(ライセンス発行前の場合)：20,000 円

※ ライセンス発行後の申込キャンセルはお受けできません。

【注意事項】

- ・ 基本サービスは、課金開始月有料、解約月有料です。なお、日割りは行いません。
- ・ 基本サービスの初回契約時の契約期間および最低利用期間は、サービス開始日より3カ月間とします。
- ・ 途中でライセンスが増えた場合のサービス開始日は申込日、課金開始日は既存契約のサービス開始月です。
- ・ 途中でライセンス数が増えた場合は、課金開始月有料、解約月有料です。なお、日割りは行いません。
- ・ ライセンス発行後のキャンセルはお受けできません。

別紙 21-別表 3 商流と契約関係



凡例

- (1) サービス提供元：WatchGuard Technologies, Inc.
- (2) サポート提供元：株式会社コムネットシステム
- (3) 規約：WatchGuard EDR、EDR Core および WatchGuard EPDR ライセンス契約書